
災害廃棄物対策関連の主な国の動き

第17回大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会

令和7年2月19日

環境省中部地方環境事務所 資源循環課



目次

1. 令和6年能登半島地震及び9月20日からの大雨における被害と対応状況
2. 令和6年度の主な災害における被害と対応状況
3. 環境省の災害廃棄物対策に係る取組

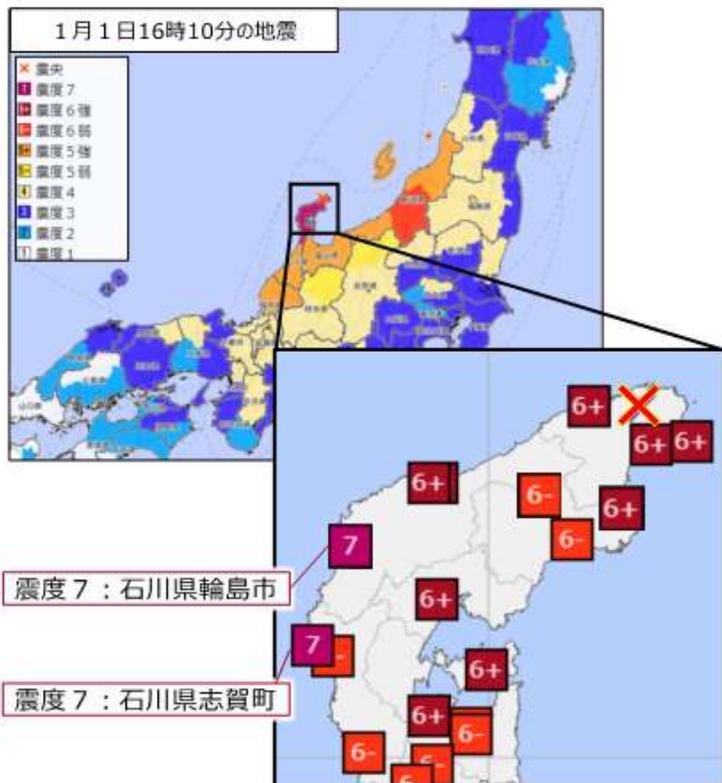
参考 石川県公費解体加速化プランの改定

1. 令和6年能登半島地震及び 9月20日からの大雨における 被害と対応状況

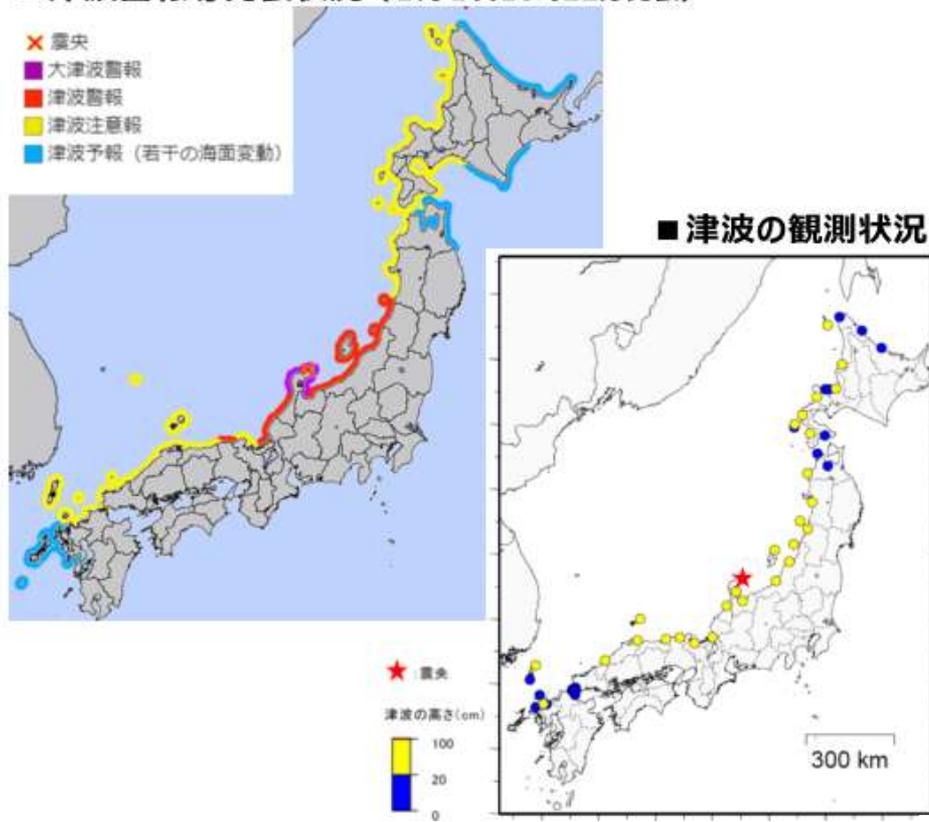
令和6年能登半島地震の概要

- 令和6年1月1日16時10分にマグニチュード7.6、深さ16kmの地震が発生し、石川県輪島市、志賀町で震度7を観測したほか、北海道から九州地方にかけて震度6強～1を観測。
- この地震により石川県能登に対して大津波警報を、山形県から兵庫県北部を中心に津波警報を発表し、警戒を呼びかけ。
- 気象庁では、1月1日のM7.6の地震及び令和2年12月以降の一連の地震活動について、その名称を「令和6年能登半島地震」と定めた。

■ 震度分布図



■ 津波警報等発表状況（1月1日16時22分発表）



令和6年能登半島地震における住家被害状況 (令和7年1月14日時点)

都道府県名	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	合計
新潟県	109	4,102	20,155		14	24,380
富山県	259	807	21,468			22,534
石川県	6,083	18,369	83,299	6	5	107,762
合計	6,451	23,278	124,922	6	19	154,676

※単位：棟数

※表の数字は各県HPの被害報告より引用。新潟県は令和7年1月10日、富山県は令和6年12月26日時点の棟数を記載（富山県は、未分類28棟を除く棟数を記載）。

※**非住家被害は、石川県は公共建物330棟、その他35,728棟（半壊以上）、新潟県は非公共68棟。**

新潟県新潟市 路面の隆起
(1月2日)



石川県穴水町 民家の被害
(1月5日)



石川県七尾市 道路被害
(1月9日)

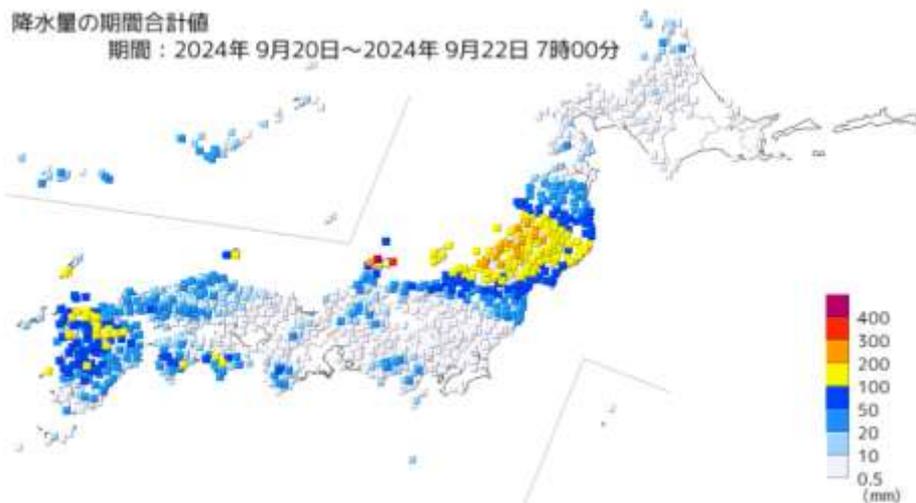


※画像は全て環境省撮影

9月20日からの大雨

災害をもたらした気象の概況

- 9月20日頃から前線が日本海から東北地方付近に停滞し、21日は前線上の低気圧が日本海を東に進んだ。また、22日には台風第14号から変わった低気圧が日本海から三陸沖へ進んだ。低気圧や前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で大気の状態が非常に不安定となり、東北地方から西日本にかけての広い範囲で雷を伴った大雨となった。
- 秋田県では20日明け方、石川県では21日午前中に線状降水帯が発生した。石川県能登では、線状降水帯により大雨災害の危険度が急激に高まったことから、21日に輪島市、珠洲市及び能登町に大雨特別警報を発表した。石川県の多いところでは20日から22日までの総降水量が500ミリを超え、9月1か月間の平年の降水量の2倍を上回るなど、北陸地方や東北地方の日本海側では記録的な大雨となった。



降水量の期間合計値 (9月20日～9月22日 7時00分)

出典：内閣府、気象庁資料

9月20日からの大雨における石川県内の住家の被害状況 [棟]

(令和7年1月14日時点)



市町名	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	合計
珠州市	14	61	8	15	191	289
輪島市	89	463	84	34	385	1,055
能登町		5	31		218	254
七尾市					3	3
内灘町					1	1
合計	103	529	123	49	798	1,602

※ 表の数字は石川県HPの被害報告より引用。

※ 非住家被害は、珠州市122棟、輪島市318棟(公共建物18棟を含む)、能登町15棟、穴水町2棟の計439棟。

令和6年能登半島地震等への主な対応経緯（災害廃棄物関係）

1月 1日	令和6年能登半島地震発生	※石川県を中心に記載
1月 2日～	環境省職員の現地派遣	
1月 5日～	災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）による自治体支援員派遣 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D-Waste.Net）等による収集運搬・技術支援	
1月13日～	各地自治体から被災自治体への職員短期派遣・災害廃棄物事務支援	
1月26日	予備費（災害廃棄物処理関係）の使用決定 計5回・約592億円の予備費の使用決定（1月、3月、4月、6月、10月）	
1月29日	公費解体・撤去マニュアル（第1版）策定 以降、現場での課題や要望を踏まえ、4度にわたり改訂（2月、3月、4月、6月）	
2月～	被災市町における公費解体の申請受付（各市町で順次）	
2月 6日	「石川県災害廃棄物処理基本方針」策定	
2月29日	「石川県災害廃棄物処理実行計画」策定	
5月28日	法務省・環境省連名の事務連絡発出	
7月10日	石川県外への広域処理（海上輸送）開始	
7月22日	石川県・環境省「公費解体の加速化に向けた対応方針」公表	
8月26日	石川県・環境省「公費解体加速化プラン」公表	
9月～	北陸ブロック外への広域処理開始（道路輸送：9/4～、鉄道輸送：9/27～）	
9月21日	9月20日から的大雨による水害（奥能登豪雨）の発生	
10月 5日	水害に関する特例的支援方針の公表	
令和7年1月31日	石川県・環境省「公費解体加速化プラン」改定	

令和6年能登半島地震への対応：災害廃棄物対策の基本方針

- 発災直後、1月2日より石川県庁、1月5日以降に奥能登6市町に環境省職員を派遣し、被災市町における災害廃棄物処理を支援
- 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物中部ブロック広域連携計画等に基づく短期職員派遣等を活用し、災害廃棄物処理のステージに応じた被災市町への支援を実施

1. 生活ごみ処理（し尿・日常生活ごみ）

- 職員派遣、現地支援チーム設置、現地状況把握
（人材バンクを活用した自治体職員の派遣）
- 避難所の仮設トイレ等からのし尿の回収・搬出
- 生活ごみ、片付けごみ等処理する処理施設の被災復旧・代替施設の確保



能登町での浄化槽の状況確認

2. 災害廃棄物の生活圏からの撤去

- 災害廃棄物の仮置場の確保・設置
- 被災家屋の片付けごみ・家屋解体ごみ等の撤去・仮置場への搬出
- 全国の市町村や民間事業者等（災害廃棄物処理支援ネットワーク等）の応援による収集運搬支援



輪島市での仮置場の状況確認

3. 災害廃棄物の処理

- 仮置場からの搬出、処理施設での処理
- 周辺自治体や民間事業者等の受け入れによる広域処理



環境省の支援体制

環境本省

災害廃棄物対策チーム
廃棄物適正処理推進課・災害廃棄物対策室・浄化槽推進室



石川県 現地支援チーム (能登創造的復興タスクフォース)

延べ7,558人日
(令和7年1月20日時点)

石川県庁常駐・巡回

・派遣期間：1月2日～

6市町常駐・巡回

・派遣期間：1月5日～
・派遣先：珠洲市、輪島市、
能登町、穴水町、志賀町、
七尾市

富山県・新潟県派遣

・派遣期間：1月2日～5月28日（新潟）
3日～6月21日（富山）

延べ64人日

D.Waste-Net

- ・持続可能社会推進コンサルタント協会（専門家派遣）
- ・におい・かおり環境協会（専門家派遣）
- ・日本環境衛生センター（専門家派遣）
- ・全国都市清掃会議（収集支援）
- ・全国清掃事業連合会（収集支援）

専門家延べ1,340人日

※うち大雨関連が167人日

収集運搬車両延べ1,674台派遣

人材バンク

- ・派遣期間：1月5日～10月29日
- ・派遣先：2県14自治体

延べ1,597人日

応援職員短期派遣※

- ・派遣期間：1月13日～12月27日
- ・派遣先：2県13自治体

延べ4,891人日

※災害廃棄物中部ブロック
広域連携計画等

本ペーパーに記載されている団体は一例であり、
多くの関係者からご協力をいただき、被災地を支援している。



石川県の被災したごみ焼却施設・し尿処理施設等の状況 (令和7年1月20日時点)

石川県のごみ焼却施設等の状況

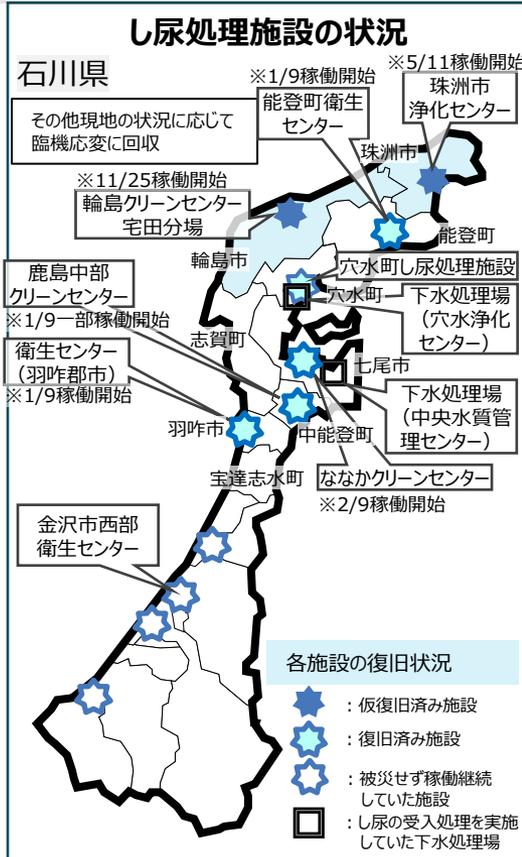
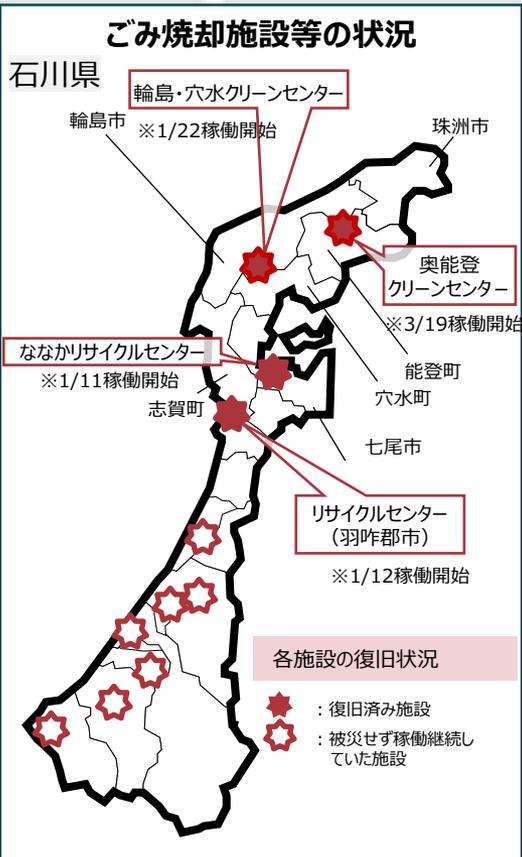
- 地震により、4施設が被災し、3/19時点で全ての施設が復旧。
- 設備停止時は、各施設の受入ピットや敷地内での仮置き及び県内外施設における広域処理を実施。
- 大雨による被害はなし。

石川県のし尿処理施設の状況

- 地震により、7施設が被災し、7/1時点で全ての施設が復旧（仮復旧含む）。
- 設備停止時は、各施設の受入タンクでの一時貯留、下水処理場での処理、県内外施設における広域処理を実施。
- 大雨により、輪島クリーンセンター宅田分場が重ねて被災するも、当該被災箇所は12月末までに本復旧完了。
- 仮復旧（仮設配管設置等）の2施設（珠洲市、輪島市）については、本復旧に向けた計画検討中。

被災施設数：
石川県 11 施設
 うち復旧施設：9 施設
 うち代替措置：2 施設

石川県	ごみ焼却施設等			
	施設名称	復旧月日	対応状況	処理能力
	奥能登クリーンセンター	3/19	-	30t/日
	輪島・穴水クリーンセンター	1/22	-	35t/日
	ななかりサイクルセンター	1/11	-	70t/日
	リサイクルセンター(羽咋郡市)	1/12	-	66t/日
石川県	し尿処理施設			
	施設名称	復旧月日	対応状況	処理能力
	珠洲市浄化センター	5/11 仮復旧	本復旧に向けた計画検討中	29kL/日
	能登町衛生センター	1/9	-	25kL/日
	輪島クリーンセンター宅田分場	11/25 仮復旧	本復旧に向けた計画検討中	40kL/日
	穴水町し尿処理施設	3/11	-	7kL/日
	ななかりクリーンセンター	2/9	-	79kL/日
	鹿島中部クリーンセンター	1/9	-	6.2kL/日
	衛生センター(羽咋郡市)	1/9	-	80kL/日



石川県の生活ごみの収集運搬に関する取組について

取組の概要

- 県内外の自治体や民間事業者から**支援車両を被災自治体に派遣**し、地元の車両と併せて避難所ごみ及び家庭ごみの回収を実施。
- 処理施設が停止した地域では、収集した避難所ごみ及び家庭ごみを、焼却施設等に仮置きし、**県内又は県外の一般廃棄物焼却施設へ搬出**。

段階	課題	対応
初動段階	<ul style="list-style-type: none"> ■ 既存の車両体制では、避難所ごみと家庭ごみの両方の収集が困難で、回収の遅れなどが発生。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県内外の他自治体や民間事業者から支援車両を被災自治体に派遣し、収集運搬体制を構築。 ■ 一部の地域では、収集するごみを限定する等の対応を実施。
発災初期(1月上旬)以降 収集運搬体制の強化と 代替処理先の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一般家庭から排出されるごみの収集に加え、避難所から排出されるごみを収集しているため、車両台数の不足や道路事情などにより、ごみ収集の遅れなどが発生。 ■ 停止中施設のピットや仮置場等において、収集した避難所ごみ・家庭ごみを一次受入・保管しているところ、保管可能量を超える恐れがあり、焼却施設の復旧までの代替受入先の確保が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境省現地常駐者*が避難所ごみ等の排出状況を確認し、石川県と連携しながら、現場のごみの排出状況等に応じて応援車両の派遣先を調整するなど対応。 ■ 焼却施設の復旧対策と並行し、周辺自治体の焼却施設等による処理を増強するために、受入先の確保や広域運搬方法の調整を実施。 <p style="text-align: right; font-size: small;">*珠洲市、能登町、輪島市、穴水町、七尾市、志賀町の6市町に環境省職員を常駐派遣。</p>

【生活ごみの収集運搬の流れ（イメージ）】



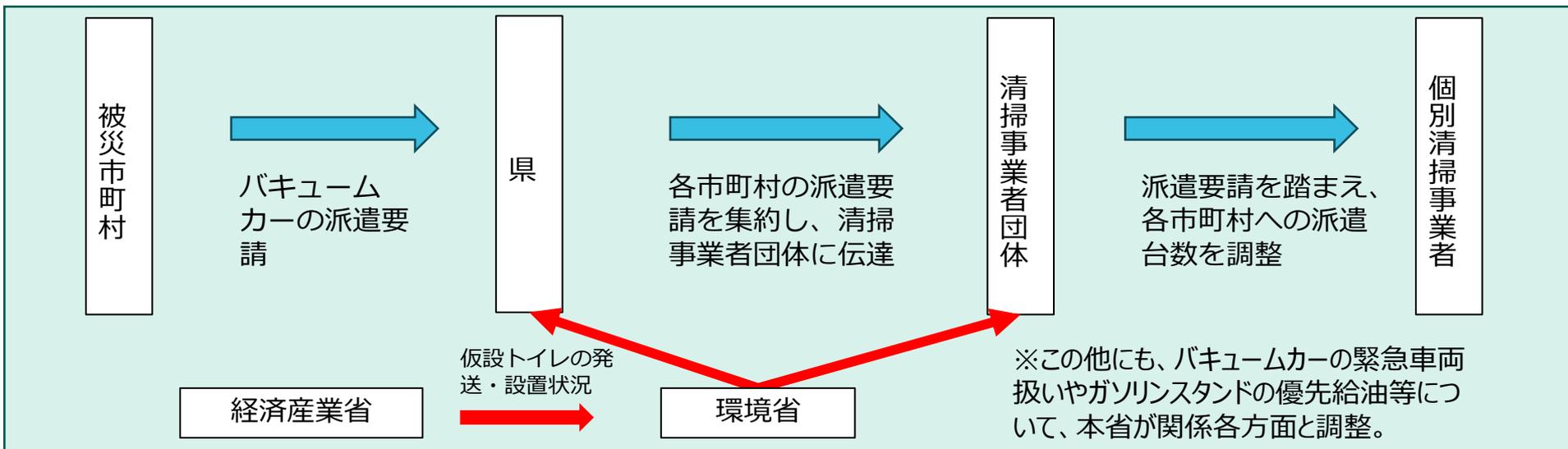
避難所における適切なし尿処理の確保に関する取組について①

取組の概要

- 能登半島地震の発生後、経済産業省が中心となり避難所等に最大で約1,150基の仮設トイレを設置（民間設置分の約320基を含む）。環境省は適切なし尿処理等を確保する観点から、その時々課題に対応するため自治体・関係業者をサポート。

段階	課題	対応
初動段階	<ul style="list-style-type: none"> 避難所における仮設トイレや携帯トイレが不足。 	<ul style="list-style-type: none"> 発災直後から石川県の清掃業者団体や経済産業省等との連絡体制を確保。仮設トイレ対応についての情報共有フローを構築。
発災初期(1月上旬) 仮設トイレ等の増強	<ul style="list-style-type: none"> 発災初期の急激な仮設トイレの増設に合わせ、適切なし尿処理を行うためにバキュームカーの台数確保が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 仮設トイレの設置予定時期・場所について経済産業省等と緊密に情報を共有。 こうした情報を活用しながら関係団体と連携し、県外業者の派遣を含め、最大時にバキュームカー40台以上の回収体制を確保。

【仮設トイレ及びバキュームカーに係る対応体制】



避難所における適切なし尿処理の確保に関する取組について②

段階

課題

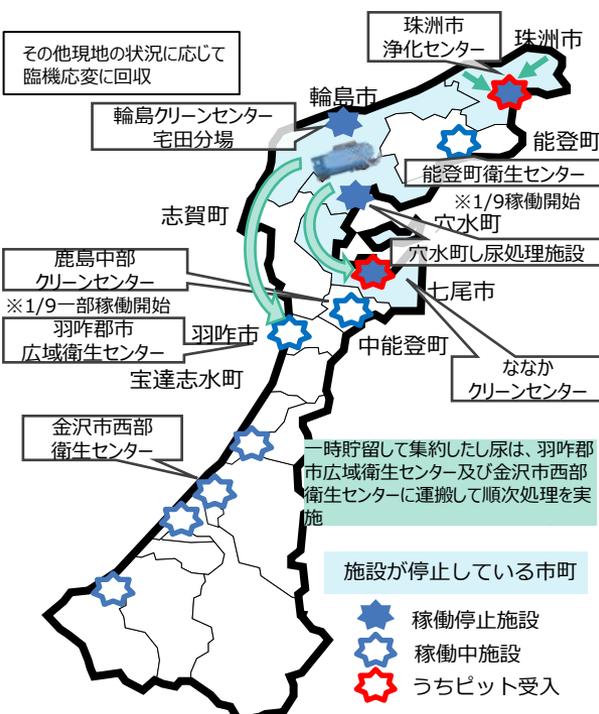
対応

発災初期（1月上旬）
一時受入れ施設の活用、簡易トイレの回収

- 被災によりし尿処理施設が稼働停止となったため、広域でのし尿処理が必要となった結果、輸送距離が長くなり輸送効率が低下。
- 避難所の簡易トイレから発生した固形ごみについても、回収時の衛生面の確保（中身の飛散防止等）について、維持・徹底が必要。

- 停止中の施設の受入れタンクを一時受入施設として活用する他、下水処理場の活用により処理体制を整備し、バキュームカーの輸送効率を向上。
- 固形ごみについて、地元自治体のパッカー車に加え、県内外の自治体や民間事業者の応援派遣により回収を実施。使用後簡易トイレの回収については色分けによる分別等、清掃業者への注意喚起を実施。

石川県のし尿処理施設の状況 (1/9時点)



【使用後の簡易トイレの回収の流れ（イメージ）】



避難所における適切なし尿処理の確保に関する取組について③

段階

課題

対応

回収体制構築後
(1月中旬以降)
バキュームカー安定稼働
→トイレの衛生状況の確保

- 回収体制の強化・効率化を進める一方で、適切な頻度で避難所からのし尿回収が行われるよう、各市町における回収ルート構築やバキュームカーの運行状況の把握が必要。
- 国以外の主体により設置されたトイレ(トレーラートイレ、復旧工事現場等)の存在が事後的に判明

- 各市町の仮設トイレの設置状況をマップ化し自治体に提供する他、現地職員を通じて各市町におけるバキュームカーの運行状況を把握するなど、適切な頻度での回収が行われていることを確認。(珠洲市では環境省職員が配車のオペレーション作業をサポート)
- 国以外の主体により設置されたトイレについても、現地と連携し随時情報を収集・整理。

【仮設トイレの設置状況のマップ化】

- 経済産業省から提供される仮設トイレの設置情報を基に、各市町の避難所への仮設トイレ設置状況をマップ化し、地元自治体・清掃業者へ共有
- 設置状況を「見える化」することで、確実・効率的な回収計画の立案をサポート

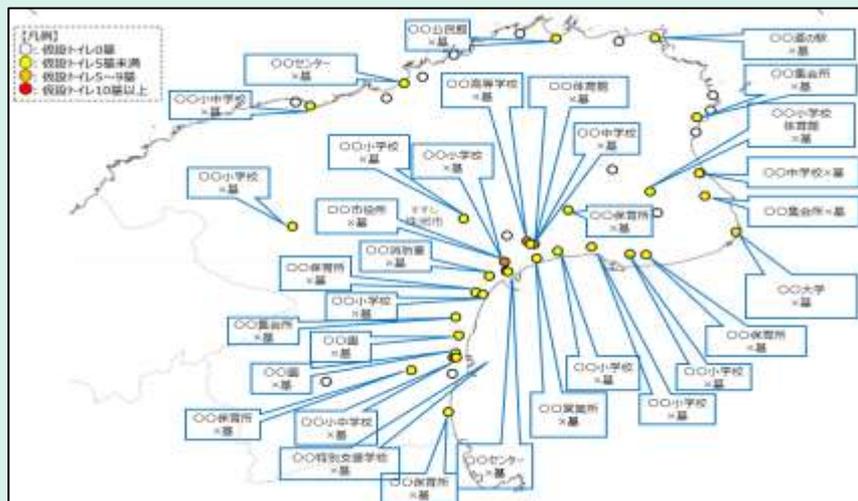


図 仮設トイレ設置状況のマップ化 (画像はイメージ)

【トイレの衛生状況の確保】

- 仮設トイレの衛生環境や利便性の確保が重要。適正な使用ルールが守られない場合、紙づまり等によりし尿回収にも影響が生じる可能性
- 県・関係省庁と連携し、トイレ使用マナーのチラシを作成



- ✓ 消毒液などで衛生面に十分にお気を付けてください。
- ✓ 便器にトイレットペーパー以外のものを流さないでください。
- ✓ 必要以上にトイレットペーパーを流すと詰まりの原因となります。

トイレを清潔にお使いいただきありがとうございます

図 仮設トイレの適正使用に関する貼り紙

避難所における適切なし尿処理の確保に関する取組について④

段階	課題	対応
回収体制構築後 (1月中旬以降) バキュームカー安定稼働 →トイレの衛生状況の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■ 仮設トイレの衛生環境や利便性(和式→洋式への転換、夜間照明等)の確保が必要。また、一部の公衆トイレにおいて不適切な使用状況が確認され、衛生環境の確保が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境省本省から審議官級職員を派遣し、環境省職員が避難所の仮設トイレの衛生環境の点検や避難者のニーズ把握を実施する体制を構築。経産省から洋式トイレアタッチメント550基・ランタン700個を現地に送付した他、環境省と関係団体で連携し、消臭スプレー約2,200本を配布。 ■ 仮設トイレの適正使用に関する張り紙を作成した他、県と連携して公衆トイレの状況を個別に確認し、衛生面を確保。

評価と今後に向けた対応策

- 過去の災害対応のノウハウを活かし、発災直後から関係省庁・関係団体と緊密に連携。状況の進展を踏まえながら、その時々に必要なとされる対応策を講じた。
- 国以外の主体により設置されたトイレの情報を迅速・効率的に把握していく体制の構築は継続的な検討課題。トイレトレーラーに代表される**優良な取組事例**について、関係省庁とも連携して**地方自治体等への共有**を行っていくとともに、こうした取組を通じて運営主体との関係構築を図っていく。
- 発災時の適正なし尿処理確保のためには、**平時からの自治体・関係業界による体制構築も重要**。各地域における**災害協定の締結内容**等を再度点検し、自治体の取組を促していく。

【仮設トイレからのし尿回収の流れ(イメージ)】



回収後のし尿の一時貯留施設への搬入



和式→洋式トイレへの転換



能登半島地震における浄化槽復旧対策

浄化槽被害状況と対応状況

- 能登地域6市町に設置されている浄化槽は全体で約1.9万基（うち市町設置が約3千基、個人設置が約1.6万基）。
- 市町設置浄化槽については設置基数の約40%にあたる1,400基以上が被災。個人設置浄化槽については窓口一元化のためコールセンターを設け、設置基数の約20%にあたる3,000件以上の調査依頼を受付。
- 市町設置浄化槽については環境省が支援しながら、各市町において復旧工事の発注・施工を進めているところ。個人設置浄化槽についても石川県・関係団体等と連携・協力し、復旧工事や補助申請等のサポートを実施。

能登半島地震の教訓

- 大規模地震が発生した際、浄化槽についても大規模な被害が発生することを前提に平時からの備えが必要。自治体と指定検査機関・業界団体との災害協定締結など、**地域内、さらには都道府県を越える広域的な浄化槽事業関係者間の支援体制を整える**必要がある。
- 支援体制においては、被災浄化槽の調査から災害査定までの円滑・迅速な遂行が可能となるよう、**平時からの意思の疎通**を図ることを想定して対策を立案する必要がある。
- 浄化槽の正確な実態把握の有無は、復旧活動の初動に大きく影響し得る。災害時への備えの観点からも、浄化槽台帳の整備・充実が必要。



地震により浮き上がった浄化槽（画像は七尾市内の例）



地震により浮き上がった浄化槽（画像は珠洲市内の例）

片付けごみの仮置場設置の取組について

取組の概要

- 発災直後から、仮置場の設置や運営にあたり、**環境省職員や技術専門家等が現地を確認**し、必要に応じて助言等を実施。
- 自力での片付け、搬出、仮置場への持ち込み等が困難な住民（高齢者世帯等）には、**ボランティア等と連携**した、被災家屋からの片付けごみ等の撤去・搬出を実施。

段階	課題	対応
初動段階	<ul style="list-style-type: none"> ■ 仮置場設置にあたり、搬入路のアクセスや候補地の地面の状況が悪いことや、運営管理に係る要員不足などが課題。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 常駐支援している6市町を中心に、派遣した職員及び他市町からの支援員が被災自治体と仮置場候補地を巡回し、アクセス可能な車両等での仮置場対応、候補地における敷鉄板の設置、災害廃棄物の配置、災害廃棄物の分別方法等の留意点を確認。要員が不足する場合には、運営管理を民間事業者に委託することなどにより、被災自治体と仮置場の早期設置に向けた準備を遂行。
発災初期 (1月上旬以降)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 設置済の仮置場において、搬入物の分別や適切な保管が行われないと、処理の長期化や火災発生などが起こり得る。 ■ 各市町が設置した仮置場以外の敷地に、住民等が片付けごみを一時的に集積させることにより、交通の妨げ等の事態が起こりうる。 ■ 自力での片付け、搬出、仮置場への持ち込み等が困難な住民（高齢者世帯等）への支援が課題。 ■ 住民が片付けごみを仮置場に搬入する際に、周辺に渋滞が発生し得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境省職員や技術専門家が搬入物の分別や保管の状況を確認し、必要に応じて助言等を実施。 ■ 仮置場の設置について事前又は早期に周知を行う。市中を巡回する際には、こうした一時集積所が発生していないか確認するとともに、発生を確認した場合は速やかに一次仮置場へ集約し、解消。 ■ （ボランティアの受け入れ開始後、）ボランティアと連携した被災家屋からの片付けごみ等の撤去・搬出を実施。 ■ 仮置場の立地・規模等に応じた車両動線の整理と誘導員の配置を実施。
仮置場開設後 (2月上旬以降)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 搬入する災害廃棄物の量の増加等に応じ、仮置場からの搬出や必要な仮置場の確保が必要。 ■ 仮置場増設にあたり、搬入路のアクセスや候補地の地面の状況が悪いことや、運営管理に係る要員不足などが課題。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害廃棄物の搬入・搬出状況の随時把握に努め、ボランティアの受入れ状況なども踏まえつつ、状況に応じて仮置場の追加設置等の対応を実施。 ■ 派遣した職員や他市町からの支援員が仮置場候補地を巡回し、仮置場増設にあたって留意点を確認。要員が不足する場合には、運営管理を民間事業者に委託。

片付けごみの仮置場設置状況（令和7年1月20日時点）

- 発災直後、1月3日以降、2月5日迄に設置予定の全ての市町村で仮置場が設置され、片付けごみ等の受入を開始。
- 現在も、石川県3市町においては、片付けごみの受入を実施。
- 設置された一部の仮置場は、公費解体ごみ専用仮置場として現在も開設中。（解体ごみ仮置場については後述）

石川県

設置数：計3か所

自治体名	仮置場設置状況	設置数
金沢市	設置済：1/4～1/14受付終了	1
七尾市	設置済：1/12～8/5受付終了	3
小松市	設置済：1/4～9/30受付終了	1
輪島市	設置済：2/1～	3
珠洲市	設置済：2/1～	3
羽咋市	設置済：1/12～3/17受付終了	1
内灘町	設置済：1/22～12/1受付終了	1
志賀町	設置済：1/17～	2
宝達志水町	設置済：1/14～4/14受付終了	1
中能登町	設置済：1/20～3/31受付終了	1
穴水町	設置済：1/18～11/30受付終了	1
能登町	設置済：2/5～12/3受付終了	3

富山県

設置数：計0か所

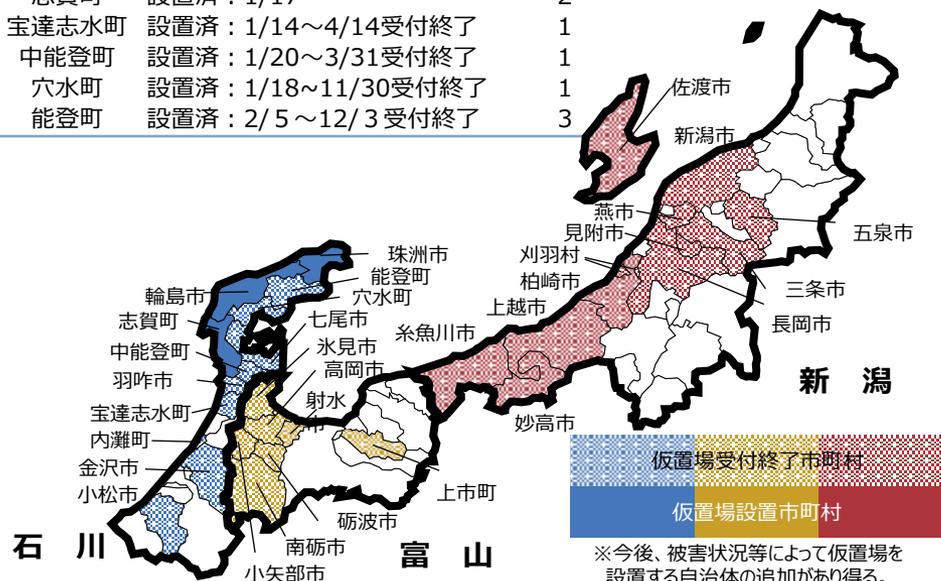
自治体名	仮置場設置状況	設置数
高岡市	設置済：1/3～2/29受付終了	1
氷見市	設置済：1/4～3/20受付終了	1
砺波市	設置済：1/9～1/31受付終了	1
小矢部市	設置済：1/13～2/29受付終了	1
南砺市	設置済：1/6～1/31受付終了	1
射水市	設置済：1/4～3/29受付終了	1
上市町	設置済：1/4～1/21受付終了	1

新潟県

設置数：計0か所

自治体名	仮置場等設置状況*	設置数
新潟市	設置済：1/3～12/31受付終了	7
長岡市	設置済：1/9～1/31受付終了	2
三条市	設置済：1/5～1/31受付終了	1
柏崎市	設置済：1/11～3/30受付終了	1
見附市	設置済：1/10～1/31受付終了	1
燕市	設置済：1/5～4/26受付終了	2
糸魚川市	設置済：1/8～1/21受付終了	3
妙高市	設置済：1/5～1/19受付終了	2
五泉市	設置済：1/5～6/28受付終了	1
上越市	設置済：1/5～5/2受付終了	4
佐渡市	設置済：1/9～4/26受付終了	3
刈羽村	設置済：1/11～3/30受付終了	1

*※市町村焼却施設又は処分業者へ直接持ち込みを含む



災害廃棄物処理（公費解体）の推進について

- 昨年12月末時点で14,152棟の解体を完了し、昨年8月の公費解体加速化プランで定めた12月末の中間目標（約12,000棟）を上回った。1月26日時点で解体申請棟数（35,648棟）に対して、16,352棟の解体が完了。
- 昨年12月末時点で申請棟数（34,839棟）が、解体見込棟数（32,410棟）を上回ったことや、豪雨による公費解体棟数の増加を考慮し、石川県において市町と協議の上、今年1月31日に公費解体加速化プランを改定。解体見込棟数を32,410棟から39,235棟に、災害廃棄物発生推計量を約332万トンから約410万トンに見直し。
- 今後とも石川県と緊密に連携し、今年10月までの解体完了、来年度末までの災害廃棄物処理完了に向けて、引き続き、被災自治体における適正かつ円滑な公費解体・災害廃棄物処理への支援を行っていく。

公費解体の主な取組状況

□ 公費解体の申請手続等の円滑化

- ・ 申請書類の合理化についてマニュアル等の策定・改訂を行い周知
- ・ 建物性が失われた家屋等は関係者全員の同意取得を不要とし、登記官による職権滅失登記や土地家屋調査士の協力等により、申請手続を簡素化

□ 工事前調整の円滑化・効率化による解体工事発注の加速化

- ・ 工事前調整の効率化や補償コンサルタントの体制確保・強化

□ 解体見込棟数の見直し、中間目標の設定、解体工事体制の拡充等

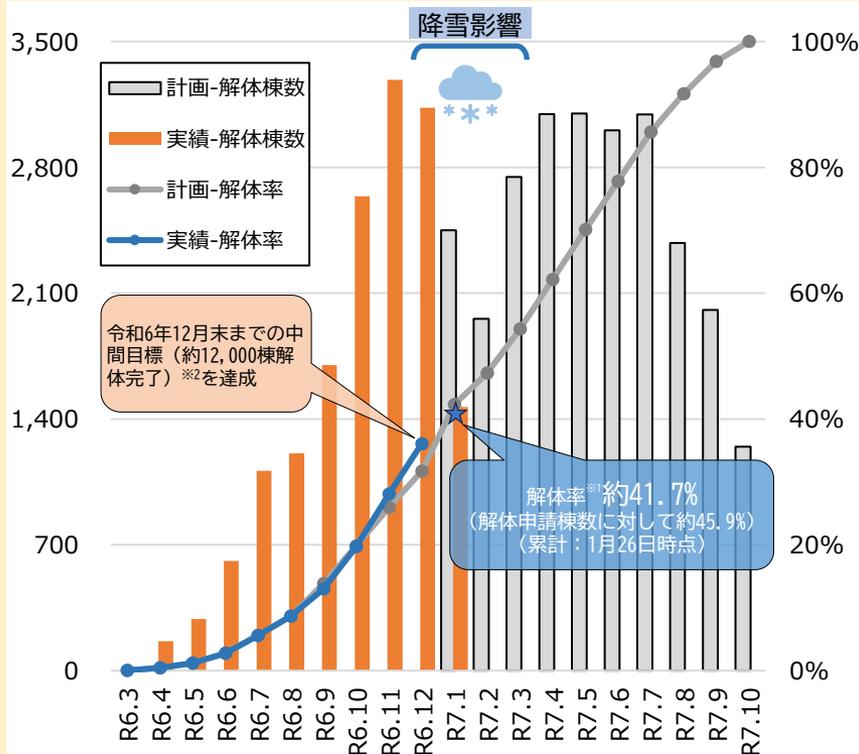
- ・ 1月31日に「公費解体加速化プラン」を改定。
解体見込棟数の見直し(32,410棟⇒39,235棟)、解体ピーク時の解体工事体制の拡充・強化（ピーク時1,200班体制）等を実施

	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月26日時点
申請棟数	10,279	16,971	21,767	25,212	28,200	30,040	31,865	33,411	34,839	35,648
解体実施棟数※1	316	1,277	3,116	6,389	10,149	14,512	19,131	23,161	27,547	29,013
(うち完了※2)	178	466	1,076	2,188	3,396	5,096	7,734	11,020	14,152	16,352

※1 解体実施棟数（累計）には発注数を含む

※2 自費解体及び緊急・公費解体の合計棟数

公費解体の進捗状況



※1 解体見込棟数（39,235棟）に対する解体棟数の割合

※2 中間目標は令和6年8月公表の公費解体加速化プランにて設定

公費解体に関する取組 仮置場の追加確保

3(1) 災害廃棄物処理体制の拡充（仮置場の運用・管理）



仮置場の効率的な運用・管理

○ 公費解体がピークを迎えたことに伴い、搬入車両や、積込に時間を要する搬出車両の増加により、仮置場内が混雑

- 市町、構造物解体協会及び産業資源循環協会とともに、搬出車両への積込作業スペースの確保や、仮置場への搬入時間と搬出時間を分けるなど、**仮置場の効率的なオペレーションについて検討**
- 従来、紙媒体を用いていた**廃棄物の量などを記載したマニフェストの電子化**や、仮置場の搬入車両や廃棄物量をリアルタイムで把握する**管理システム**により、処理状況などの**管理の一層の効率化を図る**



仮置場の設置状況 (R7.1末)

市町	仮置場	面積 (m ²)
珠州市	ジャンボリー跡地	120,000
輪島市	輪島仮置場 1	30,000
	輪島仮置場 2	22,350
	輪島仮置場 3	8,600
	輪島仮置場 4 (R6.12.9 運用開始)	14,700
能登町	宇出津新港	22,000
穴水町	穴水港あすなる広場横	20,000
	旧ホクエツ工業(株)穴水工場跡地	10,000
七尾市	七尾大田仮置場	15,800
	七尾津向仮置場 (R6.11.5 運用開始)	15,000
	七尾中島仮置場 (R7.1.20 運用開始)	15,000

市町	仮置場	面積 (m ²)
志賀町	富来野球場駐車場	12,000
	旧志賀中学校グラウンド	12,000
	候補地 A (整備中)	14,000
中能登町	後山仮置場	6,650
	金丸仮置場 (R6.11.1運用開始)	3,000
羽咋市	寺家工業団地	13,500
宝達志水町	町民センター アステラス駐車場	6,000
かほく市	旧大崎海水浴場駐車場	7,500
内灘町	蓮湖渚公園内調整池	6,000
金沢市	戸室新保埋立場内	-
計	21箇所	-

仮置場の設置状況

R6.8末 : 16

↓ (+4)

R7.1末 : 20

公費解体に関する取組 災害廃棄物の広域処理の拡充

- 今般の災害廃棄物発生推計量の増加を踏まえ、令和7年10月までの公費解体完了、令和7年度末までの処理完了に向け、県外での広域処理を推進する。
- 「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画」に基づき、環境省から、中部ブロック内に広域処理の協力を依頼するとともに、輸送の効率性を考慮し、近畿ブロック及び鉄道貨物輸送可能な関東ブロックについても依頼。石川県からも支援要請。

中部ブロック

- 大型車両で搬入可能な自治体処理施設への**道路輸送での広域処理**を実施中。
6県(富山・福井・岐阜・長野・愛知・三重)
19市町村等で9/4以降順次受入処理開始。



近畿ブロック

- 大型車両で搬入可能な自治体処理施設への**道路輸送での広域処理**を実施中。大阪府1組合(大阪広域環境施設組合)で1/15以降受入処理開始。



北陸ブロック内で、宇出津港(能登町:7/11開始)、飯田港(珠洲市:7/30開始)、穴水港(穴水町:10/19開始)、七尾港(七尾市:12/10開始)を活用した**海上輸送**を実施。木くず等を搬出し、県外の民間施設で受入処理中。

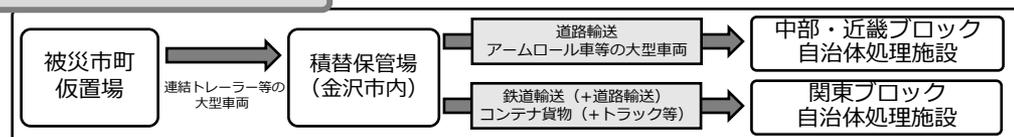


関東ブロック

- 効率的な運搬が可能な**鉄道輸送での広域処理**を実施。東京都、川崎市、横浜市で9/27以降順次受入処理中。

※今後、状況等に応じて受入先を順次拡充

陸上輸送 広域処理フロー



9月豪雨による公費解体への影響と対応

9月豪雨による公費解体への影響と対応状況

- ・発災時、安全のため、奥能登全域で公費解体作業を中断
- ・作業の再開に当たり発生した影響について順次対応を実施

大雨による影響

- ✓解体作業用の重機やダンプが水没・埋没
- ✓解体作業員の宿舎で床上浸水などが発生
- ✓解体工事再開後も、通行止めなどによる道路状況の悪化により、解体速度が低下
- ✓珠洲市、輪島市の仮置場で浸水が発生
- ✓解体作業を実施できない解体班が、道路啓開などの復旧工事を実施

実施した対応

- ⇒残った重機又は新たに購入等した重機で作業
- ⇒代替宿泊施設に移動
- ⇒解体作業が実施できる家屋等への解体班の配置変更により影響回避
- ⇒全て復旧済
- ⇒解体に従事する班数を維持又は増加



豪雨直後の珠洲市の解体現場例

9月豪雨に関する特例的な財政支援

- 激甚災害に指定される見込みである今回の大雨災害に続けて襲われたことを踏まえ、災害廃棄物処理を迅速・円滑に実施する観点から、特例的に

- ①令和6年能登半島地震と同水準の財政支援を行うとともに
- ②半壊以上の家屋等の解体を補助対象とする。

	公費解体対象	全壊 (全ての災害で対象)	半壊 (特定非常災害のみ)
財政支援 (国庫・地財)			
通常災害・激甚災害： 90%/95.7%※ (国庫補助50%、地財措置+40%/45.7%※)		9月20日からの 大雨 ①	②
特定非常災害：97.5%以上 (国庫補助50%+α、地財措置+47.5%)		令和6年能登半島地震	

※ 激甚災害で、災害対策債の発行要件を満たした場合、地財措置45.7% (財政支援計95.7%)

2. 令和6年度の主な災害における 被害と対応状況

令和6年の主な災害と被災状況

災害名	全壊 [棟]	半壊 [棟]	一部 破損 [棟]	床上 浸水 [棟]	床下 浸水 [棟]	合計 [棟]	災害廃棄物 発生量※ ⁴ [万トン]	被害地域
7月25日から の大雨※ ¹	25	578	9	87	1,399	2,098	1.9	東北、関東、 中部、近畿
日向灘を震源 とする地震※ ²	1	1	81			83	0.004	九州
台風10号※ ³	12	135	1,933	291	2,615	4,986	0.4	北海道、東 北、関東、 中部、近畿、 中国、四国、 九州

※1 消防庁HPより（令和5年11月21日時点）

※2 消防庁HPより（令和5年11月21日時点）

※3 消防庁HPより（令和6年11月21日時点）

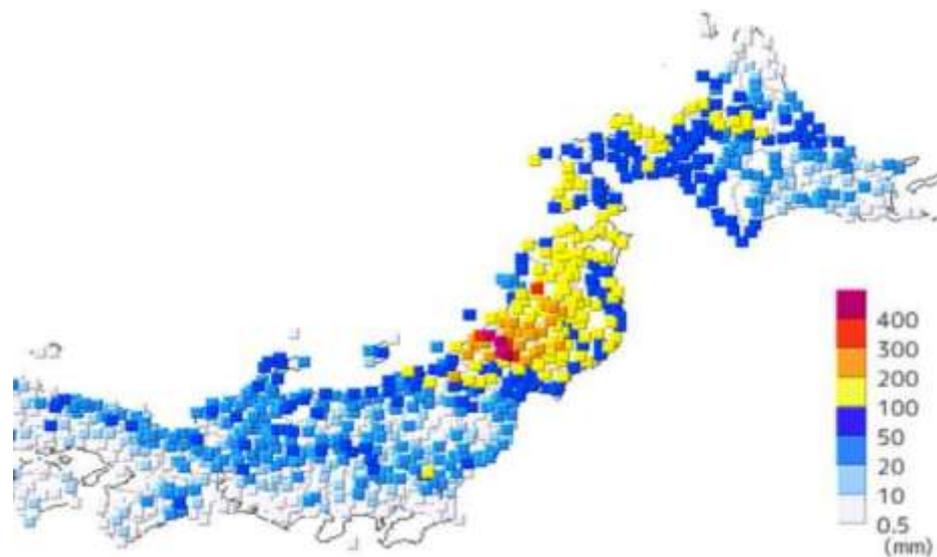
※4 令和6年9月30日時点の調査における推計値

a. 令和6年7月25日からの大雨

令和6年7月25日からの大雨

災害をもたらした気象の概況

- 7月23日頃から北日本に停滞した梅雨前線の影響で、東北地方の日本海側を中心に北日本から西日本では大雨となり、山形県では25日の昼過ぎと夜に線状降水帯が発生して大雨特別警報を2度発表。また、東北地方を中心に、24日から26日にかけての3日間の降水量が400ミリを超えた地点や平年の7月の月降水量を超えた地点があり、記録的な大雨となった。



降水量の期間合計値 (7月24日～29日09時00分)

出典：内閣府、気象庁資料

7月25日からの大雨における住家の被害状況 [棟]

都道府県名	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	合計
青森県					2	2
秋田県	3	54	6	13	241	317
山形県	20	523	3	74	1,143	1,763
栃木県					6	6
新潟県					3	3
滋賀県	2	1			4	7
合計	25	578	9	87	1,399	2,098

※出典：消防庁（令和6年11月21日時点）



※環境省撮影



※酒田市HPより

7月25日からの大雨における災害廃棄物処理の状況

- 発災2日後の7月27日より、秋田県・山形県内の13自治体において順次仮置場を開設し、災害廃棄物の受入れを実施。
- 秋田県・山形県内の6自治体で公費解体を実施。
- ごみ処理施設・し尿処理施設の被害はなし。

にかほ市 仮置場

開設：7月31日～8月24日



鮭川村 仮置場

開設：7月29日～9月16日



新庄市 仮置場

開設：7月28日～8月12日

7月25日から大雨における環境省等の取組

【地方環境事務所による支援】

- 7月30日まで警報級の大雨が予報されていたことから安全確認の後、31日より東北地方環境事務所職員が現地入りし、仮置場の早期開設等、被災自治体に助言。
- 7月27日より順次仮置場を開設し、災害廃棄物の受入れを実施。

【人材バンクによる支援】

- 解体業者との契約締結や緊急解体の着手等の公費解体実施体制構築を支援。

現地支援

地方環境事務所 職員派遣

- ・派遣人数：のべ**28名**・日
- ・派遣期間：7月31日～
- ・派遣先：2県17市町村
- ・内容：現場の状況確認及び仮置場の開設及び適切な運用に向けた技術的助言等

人材バンク

- ・派遣人数：のべ**36名**・日
- ・支援自治体：東京都練馬区、宮城県仙台市
(支援員2名、補佐職員1名)
- ・支援期間：8月21日～9月11日
- ・支援先：山形県鮭川村

補助金に関する 説明会

- ・実施期間：9月13日、18日、30日
- ・実施先：秋田県内、山形県内市町村



7月31日

由利本荘市での仮置場の状況確認



8月1日

横手市との打合せ



7月31日

遊佐町の仮置場の状況



8月23日

戸沢村の仮置場の状況

※画像は全て環境省撮影

b. 日向灘を震源とする地震

日向灘を震源とする地震

災害をもたらした地震の概況

- 8月8日16時42分に日向灘を震源とするマグニチュード7.1（モーメントマグニチュード7.0）の地震が発生。この地震により、南海トラフ地震の想定震源域では、新たな大規模地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まったが、その後、時間を経るにつれて低下してきたと考えられる。



震度分布図（8月8日16時55分発表）

出典：気象庁資料

日向灘を震源とする地震における住家の被害状況 [棟]

都道府県名	全壊	半壊	一部破損	合計
宮崎県		1	74	75
鹿児島県	1		7	8
合計	1	1	81	83

※出典：消防庁（令和6年11月21日時点）

(参考) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表

南海トラフ地震臨時情報 南海トラフ沿いで発生した異常な現象を観測した場合等に気象庁が発表
南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価され、南海トラフ地震臨時情報が発表される3つのケース

【M8級の地震発生】

南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合

南海トラフ東側で大規模地震(M8.0以上)が発生



南海トラフ地震臨時情報
（巨大地震警戒）を発表

防災対応

最も警戒する期間は1週間を基本
地震発生後は、**1週間程度**等
その後にさらに1週間、M7級の地震発生時の防災
対応を実施。

【M7級の地震発生】

南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺においてM7.0以上の地震が発生した場合
(M8.0以上のプレート境界地震の場合を除く)

南海トラフで地震(M7.0以上)が発生

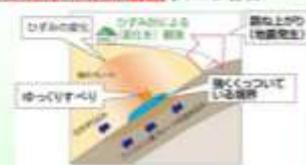


南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表

最も警戒する期間は1週間を基本
必要に応じて自主的に避難を実施することも含め
日頃からの地震への備えを再確認する等、警戒レ
ベルを上げる

【ゆっくりすべり発生】

ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような**通常とは異なるゆっくりすべり**が観測された場合



最も警戒する期間は、すべりの変化が収まり、
変化していた期間と概ね同程度の期間
日頃からの地震への備えを再確認する等、警戒
レベルを上げる

今回の地震の発生場所



- ・赤線は想定震源域、青線は南海トラフ地震臨時情報発表に係る地震活動の監視領域
- ・黒点線は、フィリピン海プレート上面の深さ

出典：気象庁資料

日向灘を震源とする地震における環境省の取組

- 発災翌日の8月9日より、九州地方環境事務所において、被災自治体への支援を実施。
- 仮置場は未設置で、戸別収集や住民の持ち込みによるごみ処理場での受入を実施。
- ごみ処理施設・し尿処理施設の被害はなし。
- 8月9日に、全都道府県に対し「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の発表について」事務連絡を発出

現地支援

地方環境事務所職員派遣

- ・派遣人数：のべ4名・日
- ・派遣期間：8月9日
- ・派遣先：2県5市町
- ・内容：現場の状況確認及び仮置場の開設及び適切な運用に向けた技術的助言等



8月9日
鹿児島県大崎町で
倒壊家屋の解体状況確認

鹿児島県

宮崎県

● 環境省職員が現地確認を行った地域



8月9日
鹿児島県内の被害状況確認

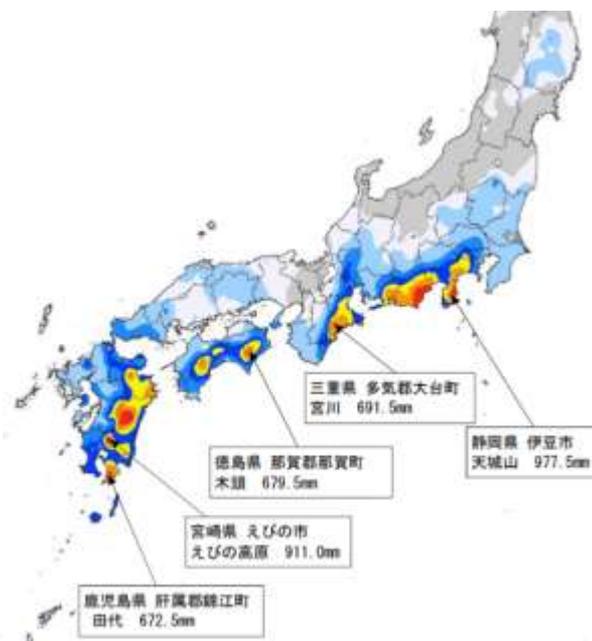
※画像は全て環境省撮影

c. 令和6年台風第10号

令和6年台風10号

災害をもたらした気象の概況

- 令和6年8月27日から9月1日にかけて、動きの遅い台風第10号や暖かく湿った空気の影響が続いたため、西日本から東日本の太平洋側を中心に記録的な大雨となった。また、この台風が数十年に一度の勢力で九州南部にかなり接近する見込みとなったため、28日には鹿児島県（奄美地方を除く）を対象に暴風、波浪、高潮の特別警報を発表した。27日から31日にかけては突風の被害が発生したところがあり、特に28日から29日にかけては宮崎県の複数の市町で竜巻とみられる突風が発生した。



降水量の期間合計値分布図（8月27日～9月1日）

出典：気象庁資料

令和6年台風10号における住家の被害状況 [棟]

都道府県名	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	合計
北海道					3	3
青森県					3	3
岩手県				8	19	27
栃木県					1	1
群馬県			1			1
埼玉県				5	21	26
東京都				2	33	35
神奈川県	3	42	3	111	1,886	2,075
岐阜県		8	5	6	148	167
静岡県	1	19	19	14	65	118
愛知県	1		3	1	20	25
三重県					14	14
兵庫県					1	1
鳥取県			18			18
岡山県					1	1
徳島県			1			1
香川県			1	10	85	96
愛媛県			1		4	5
福岡県	2		3			5
長崎県			1			1
熊本県			4		2	6
大分県	2	17	34	130	269	452
宮崎県		22	1,161	3	3	1,189
鹿児島県	3	27	648	1	37	716
135合計	12	135	1,933	291	2,615	4,986

※出典：消防庁（令和6年11月21日時点）

令和6年台風10号における災害廃棄物処理の状況

- 8月30日より、関東1県、中部1県、中国1県、九州3県の6県8市町で仮置場を設置。仮置場未設置の自治体については、戸別収集や住民の持ち込みによるごみ処理場での受入を実施。
- ごみ処理施設・最終処分場については、屋根破損等の被害があったものの、いずれも廃棄物処理に影響なし。



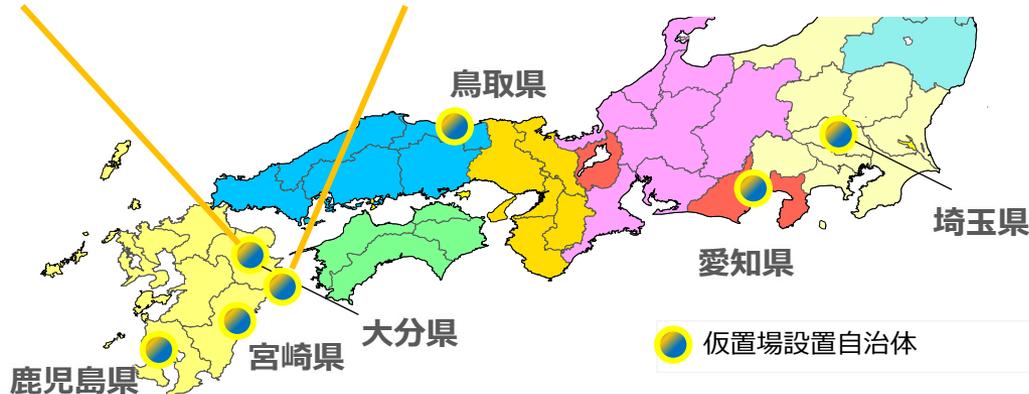
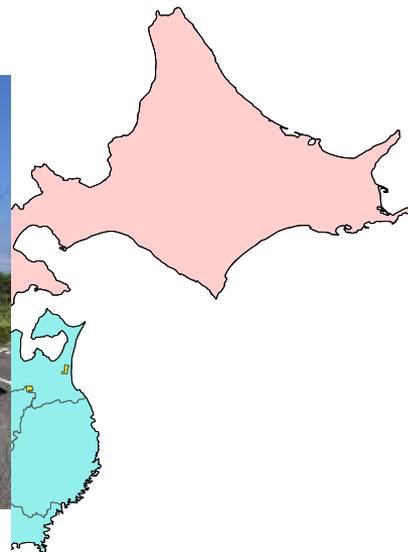
9月4日

大分県由布市における仮置場の様子



9月1日

宮崎県宮崎市における戸別収集の様子



※画像は全て環境省撮影

令和6年台風10号における環境省の取組（関東、中四国、九州）

- 9月1日より関東・中四国・九州地方環境事務所が現地入りし、仮置場の早期開設等、被災自治体に助言。

現地支援

地方環境事務所職員派遣

- ・派遣人数：のべ**15名**・日
- ・派遣期間：9月1日、3日、4日、19日
- ・派遣先：6県10市町村
- ・内容：現場の状況確認及び仮置場の開設、適切な運用に向けた技術的助言等

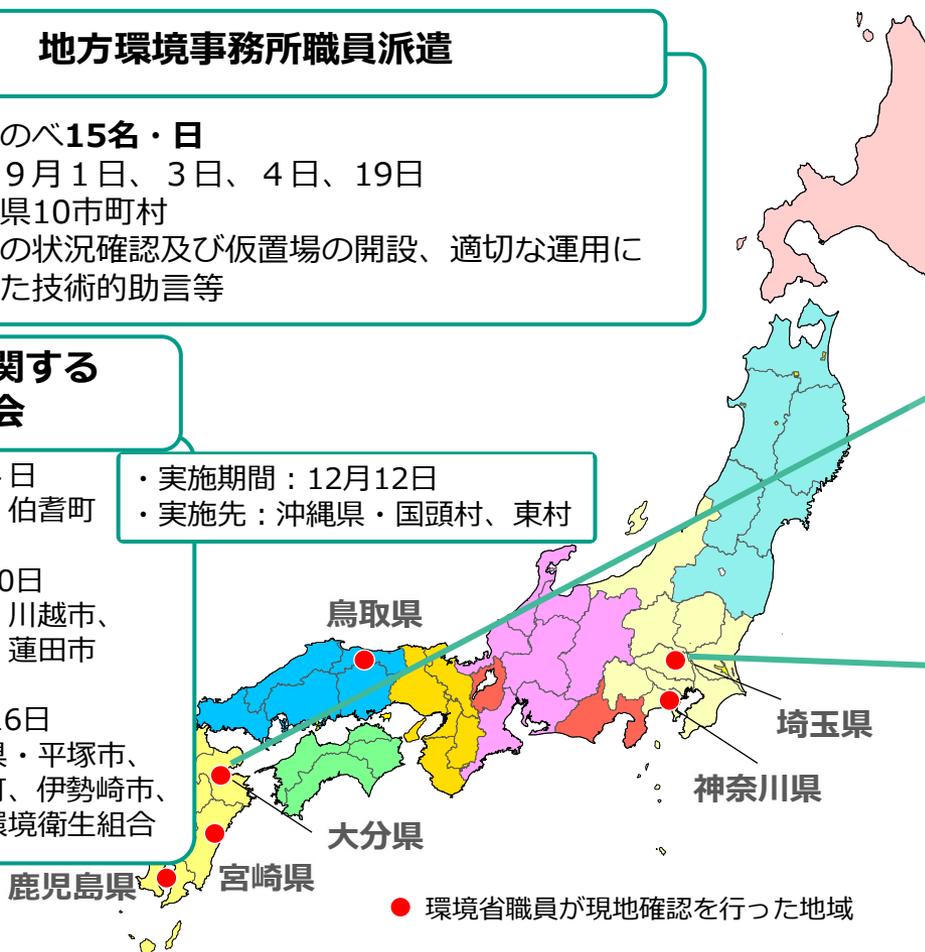
補助金に関する説明会

- ・実施期間：9月4日
- ・実施先：鳥取県・伯耆町

- ・実施期間：12月12日
- ・実施先：沖縄県・国頭村、東村

- ・実施期間：9月30日
- ・実施先：埼玉県・川越市、朝霞市、新座市、蓮田市

- ・実施期間：10月16日
- ・実施先：神奈川県・平塚市、小田原市、二宮町、伊勢崎市、秦野市伊勢崎市環境衛生組合



大分県由布市で仮置場の状況確認



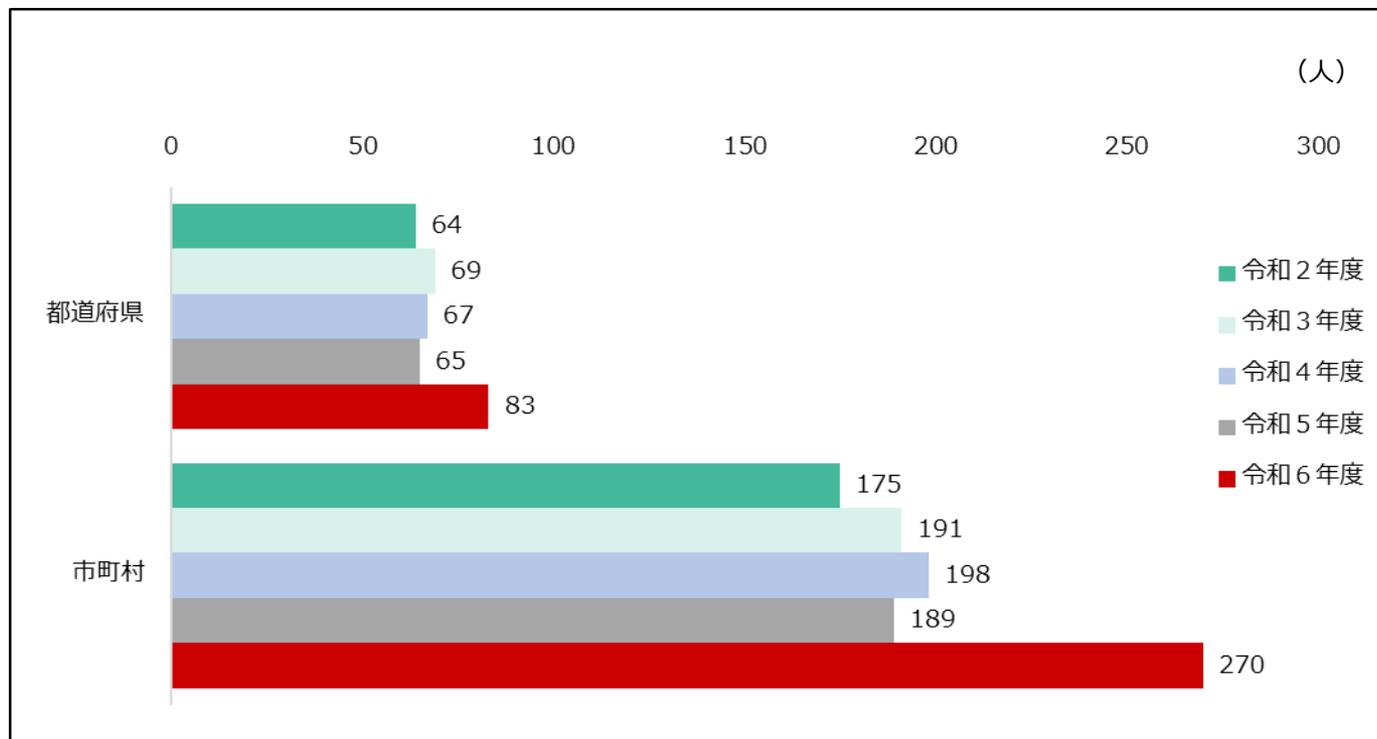
埼玉県蓮田市で仮置場の状況確認

※画像は全て環境省撮影

3. 環境省の災害廃棄物対策に係る取組

①災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）の登録状況

- 令和5年度当初の支援員の登録数は、都道府県・市町村ともに令和4年度より減少していた。能登半島地震の発災後、環境省から働きかけを行い、令和6年12月末時点では計353名に増加した。
- 災害時に被災自治体のニーズに応じた支援を迅速に行えるよう、引き続き支援員の質・量の確保が重要である。



人材バンク支援員登録数の推移

①災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）の課題と施策案

- 支援員は、災害経験又は災害支援経験があることを登録条件としており、災害の発生状況や人事異動などにより人数が変動する。
- 能登半島地震では、近年の災害で被災・支援を経験した自治体に協力を依頼した結果、登録増加につながった。
- これまでの支援対応を検証するとともに、今後は以下の対応が必要
 - ✓大規模災害時に複数自治体に支援を行うため、継続的な支援員登録増加のための取組
 - ✓支援員の能力向上と支援員をサポートする体制づくり

制度における課題

- 廃棄物担当部局以外への異動が契機となり登録解除や研修への参加が難しくなる場合がある
- 基礎研修の参加率が低く、支援員としての活動機会が少ない支援員が多い
- 支援員の指示の内容に違いがあり、受援側が困るケースがある。

課題解決に向けた施策案

- 都道府県に対しては毎年支援員推薦に関する事務連絡や名簿の改定連絡を行っているため周知が十分なされているが、市町村に対して直接制度の周知を行っていないため支援員の所属する市町村へ周知を行う。
- 平時から支援員に対し情報発信を行い、派遣時に必要な資料提供を行う。

① 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）の活動

- 支援員の能力向上のため、基礎研修と実務研修を実施している。

令和6年度

- 令和6年6月20日 経験者向けの実務研修の開催（対面形式）
- 令和6年8月27日 初級者向けの基礎研修の開催（オンライン形式）
- 令和7年1月16日 経験者向けの実務研修の開催（対面形式）
- 令和7年1月22日 有識者等による意見交換会開催
- 令和7年3月頃 支援表彰実施



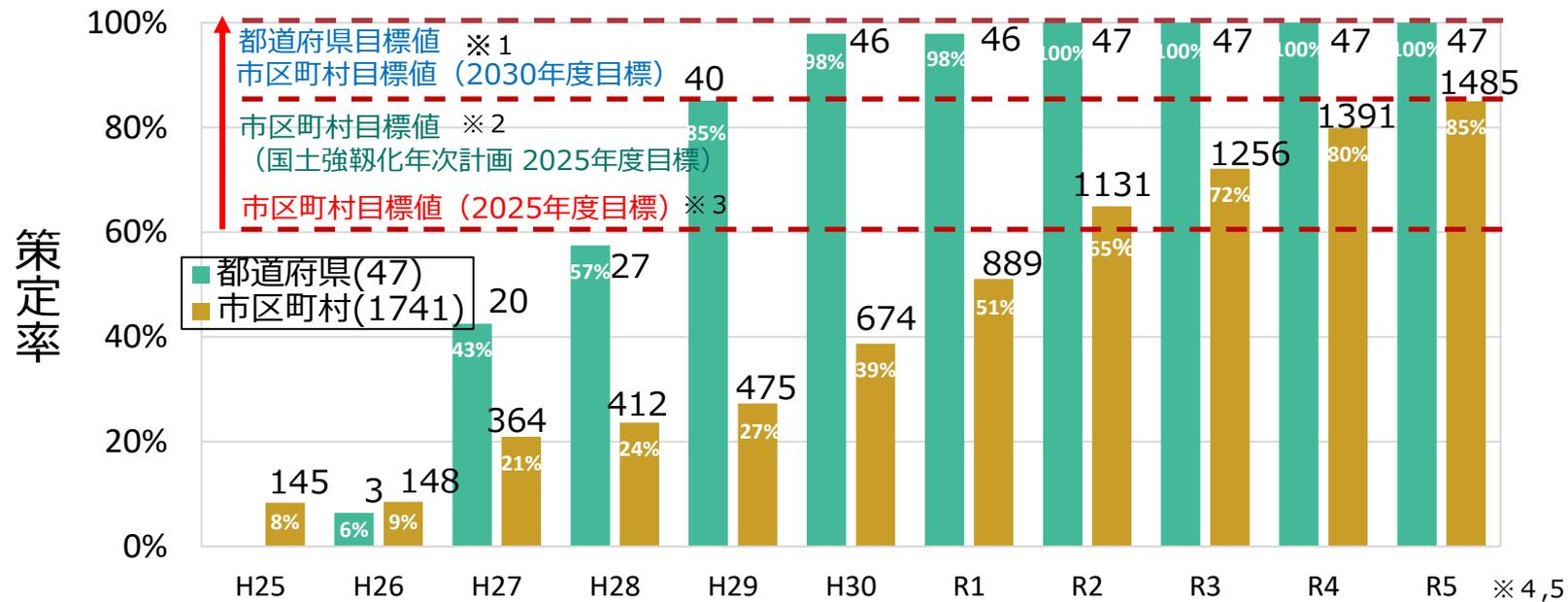
令和5年度の
災害廃棄物処理支援員実務研修



令和5年6月30日開催の
災害廃棄物処理支援員基礎研修（オンライン）

災害廃棄物処理計画の策定状況

- 市区町村の処理計画策定率は年々上昇している。
- 市区町村の策定率が当初目標の60%を超えたことから、国土強靱化年次計画にて令和7年度85%と目標を見直した。また、第5次循環型社会形成推進基本計画にて令和12年度100%の目標を設定。新目標の達成に向けて自治体への支援を促進している。



※1.第5次循環型社会形成推進基本計画に基づく2030年度目標 (都道府県：100% 市区町村：100%)

※2.国土強靱化年次計画2023に基づく2025年度目標 (市区町村：85%)

※3.第4次循環型社会形成推進基本計画に基づく2025年度目標 (都道府県：100% 市区町村：60%)

※4.平成25年度以前は市町村の策定率のみ調査を実施 ※5.データの取得時点は各年度末

今後の 施策課題

- ・ 未策定自治体における計画策定促進
- ・ 策定済み自治体における必要に応じた実効性のある計画への改訂促進

自治体の災害廃棄物対応の振り返り

災害廃棄物処理計画未策定の自治体

令和5年度の災害において比較的大きな被害を受けた自治体及び令和6年能登半島地震で甚大な被害を受けた石川県内の自治体においては、いずれも処理計画を策定済みであった。

処理計画未策定の自治体のうち、約9割が人口3万人未満の自治体であり、マンパワー不足や専門知識の不足により※1処理計画策定が進まない実態がある。また、北海道、東北ブロックの策定率は、全体平均の85%を下回っている状況にあり、特に、南海トラフ巨大地震及び日本海溝・千島海溝周辺型海溝型地震の防災対策推進地域を中心に、早急に処理計画策定を進める必要がある。※2

※1 一般廃棄物処理事業実態調査より

※2 処理計画策定状況に関する詳細については、参考資料を参照

災害廃棄物処理計画策定済みの自治体

処理計画策定済みの自治体では、処理計画に基づき、県有地を活用して仮置場を開設し災害廃棄物の受入れが行われた。

一方で、令和5年度の災害において、某市では街中に排出された災害廃棄物の収集について、処理計画では県や近隣市町村への支援要請が考慮されており、民間事業者の活用には触れられていなかった。そうした自治体では、発災時に民間事業者による収集開始まで時間を要し、街中に災害廃棄物が滞留した。

- 仮置場設置等の初動対応を迅速に行うため、事前に処理計画を策定しておくことが重要である。
- 加えて、初動時に対応が滞る事項について盛り込み、より実効性の高い処理計画に見直していくとともに、自治体内で発災時に速やかに対応できるよう訓練や研修等による実践力の向上が必要である。

公費解体加速化プランの改定

～公費解体見込棟数の見直しと令和6年奥能登豪雨影響の追加～

令和7年1月31日

石川県・環境省



目次

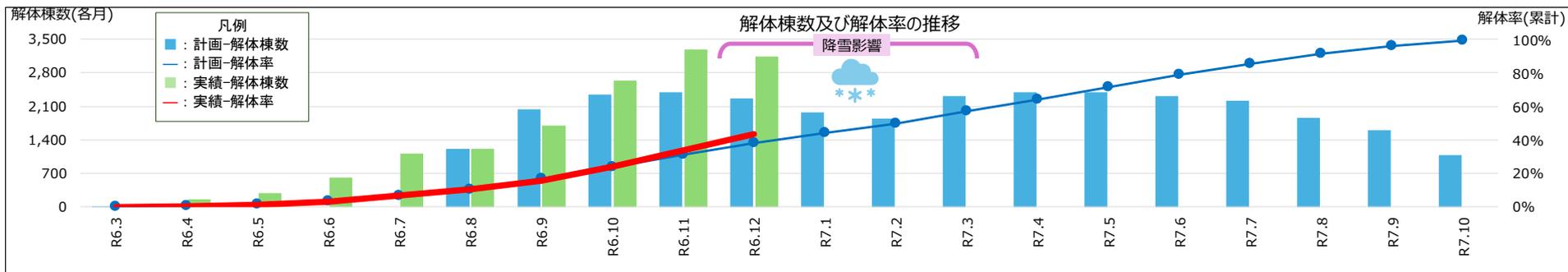
公費解体加速化プラン【R6.8策定】の進捗状況	1
（参考）市町別の公費解体の状況（令和6年12月末）	2
公費解体見込棟数及び災害廃棄物推計量の見直し	3
（参考）被災古民家の保存・活用に向けた相談窓口	5
1 公費解体の解体完了目標等から逆算したスケジュール管理	6
2 災害廃棄物の処理完了目標等から逆算したスケジュール管理	7
3(1) 災害廃棄物処理体制の拡充（仮置場の運用・管理）	8
3(2) 災害廃棄物処理体制の拡充（運搬体制）	9
3(3) 災害廃棄物処理体制の拡充（広域処理先）	10
4 公費解体・災害廃棄物全体の円滑な実施	11
（参考）災害廃棄物の処理及び再生利用の状況	12

公費解体加速化プラン【R6.8策定】の進捗状況

令和6年12月末現在、公費解体加速化プラン【R6.8】で定めた解体見込棟数 32,410棟の **43.7%** にあたる **14,152棟**の解体が完了し、同年12月末の**中間目標 12,445棟を上回った。**

		R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	
解体計画	解体班数	8	56	120	291	601	650	950	1,060	1,120	1,120	1,120	1,120	1,080	1,080	1,080	1,080	1,000	1,000	750	486	
	①解体棟数(各月)	15	163	288	610	1,112	1,208	2,036	2,348	2,400	2,265	1,969	1,841	2,315	2,392	2,392	2,315	2,213	1,859	1,593	1,076	
	②" (累計)	15	178	466	1,076	2,188	3,396	5,432	7,780	10,180	12,445	14,414	16,255	18,570	20,962	23,354	25,669	27,882	29,741	31,334	32,410	
	解体率(累計)	0.0%	0.5%	1.4%	3.3%	6.8%	10.5%	16.8%	24.0%	31.4%	38.4%	44.5%	50.2%	57.3%	64.7%	72.1%	79.2%	86.0%	91.8%	96.7%	100%	
解体実績	③解体棟数(各月)	15	163	288	610	1,112	1,208	1,700	2,638	3,286	3,132											
	④" (累計)	15	178	466	1,076	2,188	3,396	5,096	7,734	11,020	14,152											
	解体率(解体見込棟数あたり)	0.0%	0.5%	1.4%	3.3%	6.8%	10.5%	15.7%	23.9%	34.0%	43.7%											
	計画達成率(各月) (③÷①)	—	—	—	—	—	100%	83.5%	112%	137%	138%											
計画達成率(累計) (④÷②)	—	—	—	—	—	100%	93.8%	99.4%	108%	114%												

解体班数
過去最大：1,256班
(R6.12.3)



(参考) 市町別の公費解体の状況 (令和6年12月末)

市町	解体見込棟数 (R6.8) A	申請棟数	着手棟数	完了棟数 B	解体の種類			解体率 B÷A
					公費解体	緊急解体	自費解体	
珠洲市	7,195	7,354	5,982	4,335	4,201	111	23	60.3%
輪島市	9,685	10,494	8,084	3,299	3,038	229	32	34.1%
能登町	2,759	3,113	2,558	1,276	1,238	2	36	46.2%
穴水町	2,451	2,573	2,018	1,389	1,367	0	22	56.7%
七尾市	3,500	4,501	3,825	1,280	1,013	0	267	36.6%
志賀町	4,012	3,947	3,141	1,386	1,170	9	207	34.5%
その他	2,808	2,857	1,939	1,187	872	4	311	42.3%
合計	32,410	34,839	27,547	14,152	12,899	355	898	43.7%

※ 自費解体の解体棟数 (累計) は、約100棟/月ペースで増加

公費解体見込棟数及び災害廃棄物推計量の見直し

○ 加速化プラン【R6.8】では、解体見込棟数を「32,410棟」と推計していたが、R6.12末時点でこれを上回る「34,839棟」の申請

➤ **各市町が申請棟数の推移と奥能登豪雨による影響を踏まえ、解体見込棟数を見直し**

地震	解体見込棟数	32,410棟	⇒	38,900棟 (+6,490棟)	直近の申請ペースから推計
	災害廃棄物推計量	332万t	⇒	400万t	
豪雨	解体見込棟数			335棟	被害棟数や相談状況から推計
	災害廃棄物推計量			10万t	

【改定後の合計】

解体見込棟数 **39,235棟**

災害廃棄物推計量 **410万t**

加速化プラン【R6.8】

R7.1改定

市町名	加速化プラン【R6.8】		実績	能登半島地震		奥能登豪雨		改定後の合計	
	解体見込棟数	災害廃棄物発生推計量 (t)	申請棟数 (R6.12末)	解体見込棟数	災害廃棄物発生推計量 (t)	解体見込棟数	災害廃棄物発生推計量 (t)	解体見込棟数	災害廃棄物発生推計量 (t)
珠洲市	7,195	756,535	7,354	7,980	838,120	43	20,324	8,023	858,444
輪島市	9,685	932,990	10,494	10,991	1,057,033	276	74,479	11,267	1,131,512
能登町	2,759	287,739	3,113	3,935	410,100	16	1,042	3,951	411,142
穴水町	2,451	254,279	2,573	2,703	278,385	—	—	2,703	278,385
七尾市	3,500	362,360	4,501	5,900	632,071	—	—	5,900	632,071
志賀町	4,012	476,656	3,947	4,233	502,381	—	—	4,233	502,381
上記以外の市町	2,808	250,161	2,857	3,158	283,708	—	—	3,158	283,708
石川県全体	32,410	3,320,720	34,839	38,900	4,001,798	335	95,846	39,235	4,097,644

公費解体見込棟数及び災害廃棄物推計量の見直し

完了目標

- 解体見込棟数は増えたが、1棟あたりの解体日数の短縮（14日→12日）を踏まえ、これまでの解体班数を維持しながら、引き続き、原則として、解体完了は令和7年10月、災害廃棄物の処理完了は令和8年3月を目標とする。

公費解体の完了目標 ： 令和7年10月末
災害廃棄物の処理完了目標 ： 令和8年 3月末



- 県・市町は、以下の被災建物については解体完了時期である令和7年10月にかかわらず、できる限り柔軟に対応する。なお、進捗管理については、当該建物の棟数を除いて管理する。
 - ① 建物所有者が、解体を申請した建物について、**修繕し利活用する可能性を検討するため、解体の留保を市町に申し出た建物**

被災古民家の保存・活用については、ワンストップの相談窓口にご相談ください。（次ページ参照）
 - ② 土砂崩れなどにより立ち入りできず解体に着手できない建物、**旅館や工場などの解体に時間を要する大規模な建物**など、市町がやむを得ないと判断した建物

(参考) 被災古民家の保存・活用に向けた相談窓口

<相談例>

住宅が半壊の認定を受け、金沢のみなし仮設に住んでいるが、できることなら修繕して輪島に住み続けたい

県外に住んでいるが、住んでいない家屋を賃貸に活用できるか見てほしい



相談窓口 (月・木・金・土・日)

窓口

(金沢) 全国古民家再生協会石川第一支部
(七尾) 七尾商工会議所 4 階

電話相談

(金沢) ☎ 076-234-3061
(七尾) ☎ 080-8995-0342

メール相談

kominka.ishikawa@gmail.com

LINE相談



+ 拡大相談窓口 (1/14~、週1~2日程度)

(輪島) 輪島市役所 2 階ロビー
(珠洲) 珠洲市産業センター 1 階窓口ブース
(能登) 能登町役場 1 階ロビー
(志賀) 志賀町役場、富来活性化センター
(空港) 石川県奥能登総合事務所 4 階

相談日



<自費解体のケースの相談例>

よい材木を使っていたので、できれば再利用して欲しい
住んでいた家のものを何か残したい

能登復興建築人会議や全国古民家再生協会
からなる民間コンソーシアムが実施

創造的復興推進課
076(225)1984

相談窓口では、自費解体にあたっての古材等 (床板、壁板、天井板、瓦、柱、梁等) の活用についても、相談を受け付けています。

古材とは

古民家で使われていた木材の中でも状態が良く、まだ使えるものとして回収されたものを「古材 (こざい)」と呼び、希少価値のある銘木 (めいぼく) や、現在では入手が難しい貴重な木材も多く存在します。



資源循環推進課
076-225-147

1 公費解体の解体完了目標等から逆算したスケジュール管理

- 令和7年10月末の公費解体完了から逆算し、**月ごとの解体計画**を設定
- 1棟あたりの解体日数について実績を基に変更（14日→12日（休日含む））
- 冬季の解体班数の減少を勘案し、**ピーク時1,200班体制**で、**1か月あたり最大約3,100棟を解体**

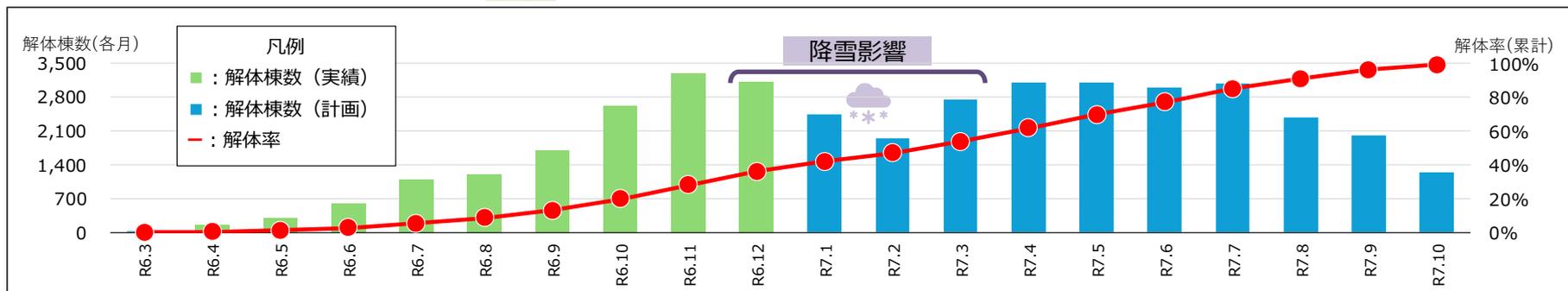
月ごとの解体計画

	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10
解体班数	8	56	120	247	601	661	982	1,120	1,211	1,256	973	1,021	1,100	1,200	1,200	1,200	1,200	1,100	800	482
解体棟数(各月)	15	163	288	610	1,112	1,208	1,700	2,638	3,286	3,132	2,450	1,958	2,747	3,096	3,100	3,006	3,095	2,379	2,007	1,245
解体棟数(累計)	15	178	466	1,076	2,188	3,396	5,096	7,734	11,020	14,152	16,602	18,560	21,307	24,403	27,503	30,509	33,604	35,983	37,990	39,235
解体率(累計)	0.0%	0.5%	1.2%	2.7%	5.6%	8.7%	13%	20%	28%	36%	42%	47%	54%	62%	70%	78%	86%	92%	97%	100%

ピーク時1,200班
月最大約3,100棟解体

降雪影響 ***

実績



2 災害廃棄物の処理完了目標等から逆算したスケジュール管理

- 加速化プラン【R6.8】の災害廃棄物の推計量 332万トン、解体見込棟数等の増加に伴い、410万トンに見直し
- 令和6年12月末までに、加速化プラン【改定】の推計量 410万トンの約3割にあたる113万トン処理済み
- 令和8年3月末の災害廃棄物処理完了から逆算し、月ごとの処理計画を設定した。これまで最大22万トン/月だった処理量をピーク時約27万トン/月まで引き上げるため、運搬体制の強化、広域処理先の拡充などを推進

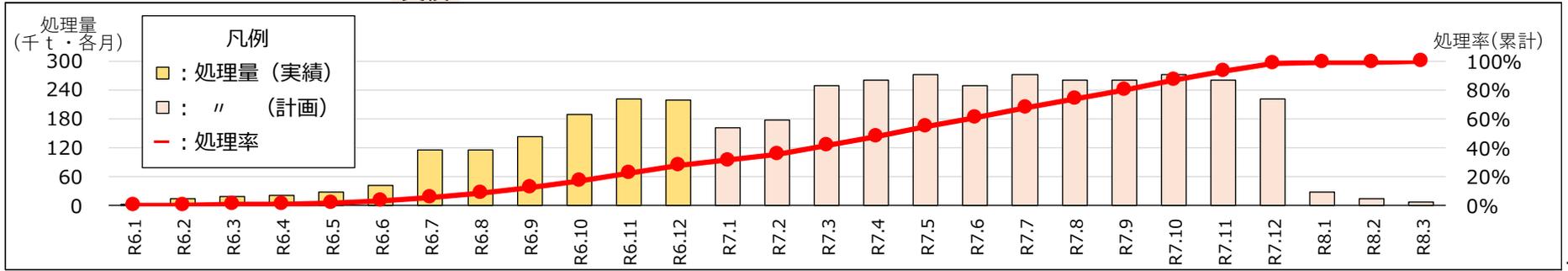
月ごとの災害廃棄物の処理計画

月最大約27万トン

(単位：千トン)

	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3
解体ごみの発生推計量			2	17	31	64	116	126	178	278	344	327	256	205	291	328	328	318	327	251	212	132					
処理量(各月)	3	14	19	21	29	43	115	116	143	190	222	219	160	177	249	261	273	249	273	261	261	273	259	221	29	14	8
"(累計)	3	17	35	56	85	129	244	360	503	693	914	1,133	1,293	1,470	1,719	1,980	2,252	2,501	2,773	3,034	3,294	3,567	3,826	4,047	4,076	4,090	4,098
処理率(累計)	0.07%	0.40%	0.86%	1.4%	2.1%	3.1%	6.0%	8.8%	12%	17%	22%	28%	32%	36%	42%	48%	55%	61%	68%	74%	80%	87%	93%	99%	99%	99%	100%

実績



3(1) 災害廃棄物処理体制の拡充（仮置場の運用・管理）

仮置場の効率的な運用・管理

○ 公費解体がピークを迎えたことに伴い、搬入車両や、積込に時間を要する搬出車両の増加により、仮置場内が混雑

- 市町、構造物解体協会及び産業資源循環協会とともに、搬出車両への積込作業スペースの確保や、仮置場への搬入時間と搬出時間を分けるなど、**仮置場の効率的なオペレーションについて検討**
- 従来、紙媒体を用いていた**廃棄物の量などを記載したマニフェストの電子化**や、仮置場の搬入車両や廃棄物量をリアルタイムで把握する管理システムにより、処理状況などの**管理の一層の効率化を図る**

電子マニフェストシステム (JWセンター)



仮置場用の管理システム (産業資源循環協会)

仮置場の設置状況 (R7.1末)

市町	仮置場	面積 (m ²)
珠洲市	ジャンボリー跡地	120,000
輪島市	輪島仮置場 1	30,000
	輪島仮置場 2	22,350
	輪島仮置場 3	8,600
	輪島仮置場 4 (R6.12.9 運用開始)	14,700
能登町	宇出津新港	22,000
穴水町	穴水港あすなろ広場横	20,000
	旧ホクエツ工業(株)穴水工場跡地	10,000
七尾市	七尾大田仮置場	15,800
	七尾津向仮置場 (R6.11.5 運用開始)	15,000
	七尾中島仮置場 (R7.1.20 運用開始)	15,000

市町	仮置場	面積 (m ²)
志賀町	富来野球場駐車場	12,000
	旧志賀中学校グラウンド	12,000
	候補地 A (整備中)	14,000
中能登町	後山仮置場	6,650
	金丸仮置場 (R6.11.1運用開始)	3,000
羽咋市	寺家工業団地	13,500
宝達志水町	町民センター アステラス駐車場	6,000
かほく市	旧大崎海水浴場駐車場	7,500
内灘町	蓮湖渚公園内調整池	6,000
金沢市	戸室新保埋立場内	-
計	21箇所	-

仮置場の設置状況

R6.8末 : 16

↓ (+4)

R7.1末 : 20

3(2) 災害廃棄物処理体制の拡充（運搬体制）

運搬体制の強化

➤ これまで最大22万トン/月だった処理量を、ピーク時 27万トン/月まで引き上げるため、**運搬体制の強化を進める。**

陸上輸送

車両の追加

- 0.6万台/月 (R6.6)
- 1.3万台/月 (R6.8)
- 2.0万台/月 (R6.10)
- 2.2万台/月 (R6.12)

2.9万台/月 (R7.4 予定)



積替え場所

大型車両から小型車両や鉄道コンテナへの積替え



海上輸送

セメント工場・バイオマス発電施設など



陸上輸送

大型車両で直接搬入可能なごみ処理施設・再生利用施設など

鉄道貨物輸送

関東のごみ処理施設・再生利用施設

海上輸送

船舶の追加

1→3隻 (R6.12～) ※追加調整中

港の追加

飯田港、宇出津港、穴水港
七尾港 (R6.12～)



鉄道貨物輸送

廃棄物専用コンテナの追加

37基 (横浜市、川崎市より借受)

〔最大100基追加予定〕
東京都が新たに整備するコンテナを借受



3(3) 災害廃棄物処理体制の拡充（広域処理先）

広域処理先の拡充

➤ 大量に発生する解体ごみを円滑に処理するため、さらなる**広域処理先の拡充を進める**。

県外自治体処理施設（R6.8末 0自治体 ⇒ R7.1末 30自治体）

富山県（2自治体） 福井県（1自治体） 岐阜県（5自治体）
 愛知県（7自治体） 三重県（2自治体）
 長野県（2自治体・R6.12、R7.1～）
 ★東京都（9自治体 うち、3自治体はR7.1～）
 ★神奈川県（1自治体）
 大阪府（1自治体・R7.1～）



県外民間処理施設（R6.8末 8業者 ⇒ R7.1末 18業者）

富山県（6業者） 福井県（2業者） ■新潟県（3業者）
 滋賀県（2業者） 長野県（1業者） 奈良県（1業者）
 神奈川県（1業者・R6.12～） 山梨県（1業者・R6.12～）
 愛知県（1業者・R7.1～）
 ★関東の複数の民間処理施設（R7.2～予定）
 この他、複数の施設での受入について調整中

■ 海上輸送
 ★ 鉄道貨物輸送

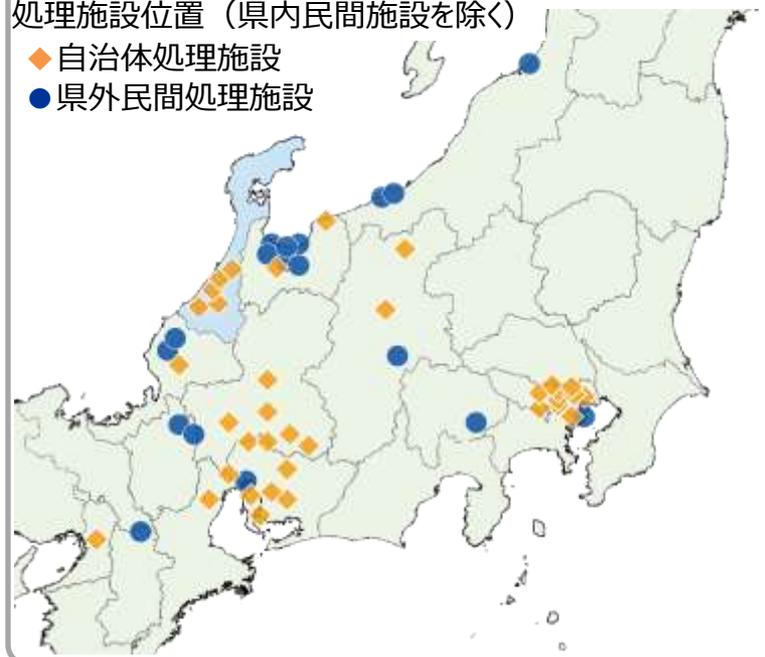


（参考）県内民間処理施設の新設状況

輪島市（埋立処分場・R6.8～）
 志賀町（埋立処分場・R6.10～）

処理施設位置（県内民間施設を除く）

◆ 自治体処理施設
 ● 県外民間処理施設

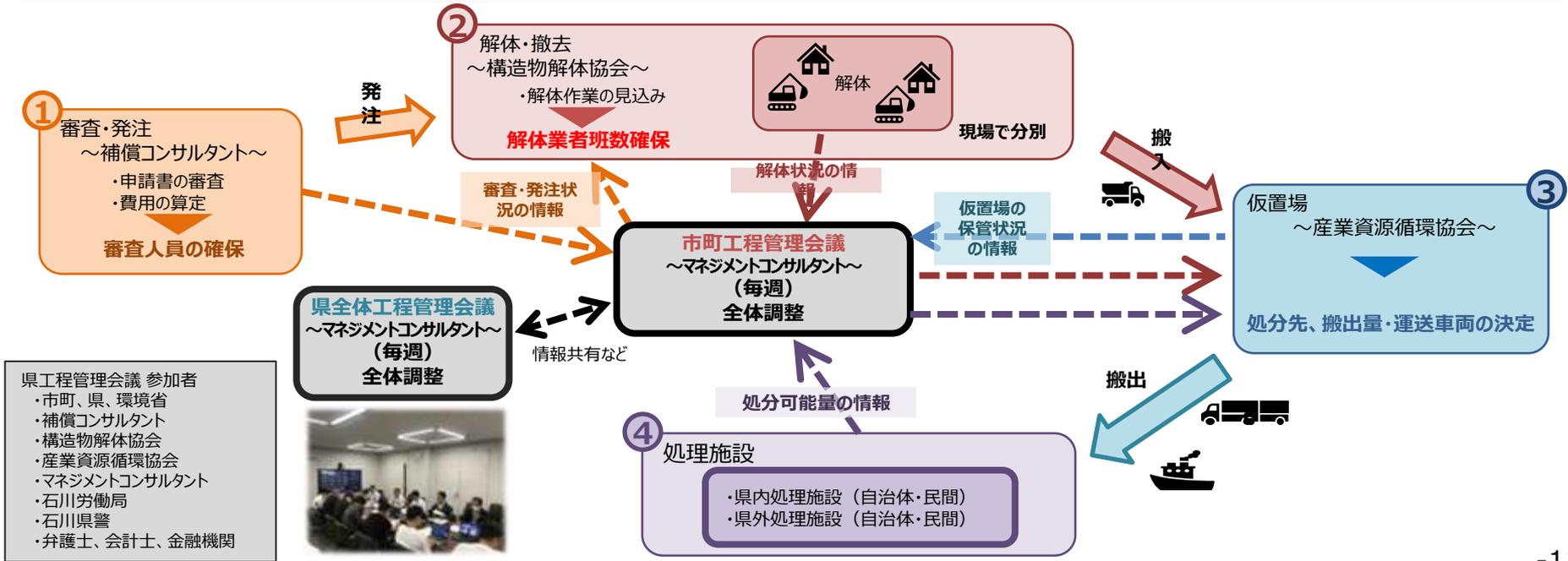


4 公費解体・災害廃棄物全体の円滑な実施

工程管理会議等を通じた進捗管理の徹底・情報共有の推進

- ◆ 石川県・6市町毎の工程管理会議を通じた「縦横連携」(※)の推進により、各工程・工程間でのボトルネックの把握・改善を行い、進捗管理を徹底
- ◆ 事業全体の進捗や取組事例などの情報共有を推進

〔※縦連携：申請審査・解体・仮置場・処理施設の各工程・工程間でのボトルネックの把握・改善
横連携：各市町における優良事例の共有と他市町への水平展開〕



- 県工程管理会議 参加者
- ・市町、県、環境省
 - ・補償コンサルタント
 - ・構造物解体協会
 - ・産業資源循環協会
 - ・マネジメントコンサルタント
 - ・石川労働局
 - ・石川県警
 - ・弁護士、会計士、金融機関



(参考) 災害廃棄物の処理及び再生利用の状況

災害廃棄物の処理

- 令和6年12月末までの**災害廃棄物の処理量は 約113万トン【暫定値】**であり、加速化プラン【改定】における災害廃棄物発生推計量 **410万トン**の**約28%**にあたる。

再生利用

- 県全体の**再生利用量は 約69万トン**、再生利用率は**約61%【暫定値】**であった。

～主な利用方法～

- ・可燃物は、固形燃料の原料や焼却施設での発電利用
- ・木くずは、破碎し、発電施設やボイラーなどのバイオマス燃料
- ・不燃物の一部(瓦)は、破碎し、暗渠疎水材などの資材
- ・コンクリートがらは、破碎し、仮設道路の路盤材などの復興資材
- ・金属くずは、再び金属製品の原料

市町名	災害廃棄物の処理量【暫定値】(単位:千t)					合計
	可燃物	木くず	不燃物	金属くず	コンクリートがら	
珠洲市	43	33	133	5	114	328
輪島市	29	39	125	9	117	319
能登町	9	22	34	3	36	103
穴水町	16	12	63	2	26	118
七尾市	12	18	35	3	39	107
志賀町	5	19	39	2	21	85
上記以外の市町	3	14	18	2	35	72
県合計	117	156	446	25	388	1,133
再生利用量(率)	115 (98%)	156 (100%)	7 (1%)	25 (100%)	388 (100%)	690 (61%)

ご清聴ありがとうございました。

【問合せ先】

環境省 中部地方環境事務所 資源循環課 山際

TEL : 052-955-2132 (ダイヤルイン)

E-mail : KATSUJI_YAMAGIWA@env.go.jp